

紀北町

第2期子ども・子育て支援事業計画

概要版

安心して子どもを産み
健やかに育つまちづくり



令和2年3月
紀北町

1

計画策定の目的



本町では、平成27年3月に「紀北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種保育サービスの充実をはじめ、放課後児童クラブなど放課後児童対策の充実、子育て世代包括支援センターの開設など子育てへの不安を解消するための相談体制の充実などを推進してきました。

このたび、計画期間が終了することから、近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向を踏まえ、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、新たな子育て支援の指針として「紀北町第2期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」)を策定しました。

2

計画の位置づけと計画期間



本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

3

計画の基本理念



子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められていることから、本計画では、第1期計画における基本理念を引き継ぎ、「安心して子どもを産み 健やかに育つまちづくり」を推進します。

基本理念

安心して子どもを産み
健やかに育つまちづくり

4

計画の基本目標と主な施策



基本理念に基づき、本計画において取り組む施策展開の基本的な目標と主な施策は以下のとおりとなります。

基本目標

1

子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。

主な
施策

(1) 保育サービスの充実

①保育サービスの充実 ②教育・保育施設の充実

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

①放課後児童対策の充実 ②子育て支援センターの充実

(3) 仕事と生活の調和した働き方と子育てへの男女共同参画の推進

①働きやすい環境づくりの促進 ②女性の再就職支援
③家庭生活での男女共同参画の推進

基本目標

2

妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

主な施策

(1) 相談・情報提供体制の充実

- ①相談体制の充実 ②子ども家庭総合支援拠点の設置検討
- ③情報提供体制の充実

(2) 子どもや母親の健康づくりの推進

- ①妊娠・周産期の母親の健康づくり
- ②子どもの健康づくり ③妊娠に関する経済的負担の軽減
- ④食育の推進

(3) 小児医療の充実

- ①小児救急医療体制の整備 ②かかりつけ医の確保の啓発

基本目標

3

子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、家庭・学校等における教育の充実など子どもが自己肯定感を持って成長することができる環境づくりを図ります。さらに、子どもと親にとって、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあう地域づくりを進めます。

主な施策

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

- ①学校教育の充実 ②幼児教育の充実

(2) 子どもが健全に育つ環境づくり

- ①子どもの健全育成活動の推進 ②家庭教育への支援
- ③子どものスポーツ活動の推進 ④子育てサークルの育成
- ⑤子どもが本に親しむ環境の充実

(3) 子どもの遊びを支援する環境づくり

- ①子どもが安心して遊べる場の確保
- ②交流イベント等の充実

基本目標

4

子どもを守る環境づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

主な施策

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ①人権啓発活動の充実 ②児童虐待防止の推進
- ③児童虐待防止に向けた体制の強化

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ①ひとり親家庭等へ経済的支援
- ②ひとり親家庭等の自立支援

(3) 障がい児施策の実施

- ①療育体制の充実 ②自立支援の強化
- ③障がい児保育・特別支援教育の充実 ④相談体制の充実

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

- ①交通安全対策の充実 ②防犯対策の充実
- ③道路環境の整備 ④公共施設のバリアフリー化



① 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

■ 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、保育園等の施設を利用した場合などに給付の対象となります。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

子ども・子育て支援給付

■ 子どものための教育・保育給付

- 幼稚園、保育園、認定こども園
- 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

■ 子育てのための施設等利用給付

- 幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等

■ 子どものための現金給付

- 児童手当

■ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で事業が定められています。また、各事業について、量の見込みや確保方を設定する必要があります。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧地域子育て支援拠点事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨病児・病後児保育事業 |
| ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ⑩子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター） |
| ④子育て短期支援事業 | ⑪妊婦健康診査 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑫実費徴収に係る補給給付を行う事業 |
| ⑥乳児家庭全戸訪問事業 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦養育支援訪問事業等 | |

② 教育・保育提供区域の設定

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町1区域として設定します。

③ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成31年4月1日現在、町内では保育園が7か所、幼稚園が1か所となっています。

供給体制については、量の見込みに対する供給が可能となっており、今後も供給体制の確保に努めます。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22人	22人	21人	17人	19人
②確保内容	25人	25人	25人	25人	25人

2号認定（認定こども園及び保育園）の量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	195人	180人	171人	161人	162人
②確保内容	202人	202人	202人	202人	202人

0歳

3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6人	5人	5人	5人	5人
②確保内容	10人	10人	10人	10人	10人

1～2歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	94人	99人	94人	89人	85人
②確保内容	108人	108人	108人	108人	108人

6

地域子ども・子育て支援事業について

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で定められており、本町では各事業について以下の取り組みを進めます。

1 利用者支援事業

本町では、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートを実施しています。今後も妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師等が妊産婦等への相談支援を実施し、途切れのない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間等により、通常の保育日以外の日や保育園等における11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業ですが、本町では、未実施となっています。今後も、就労時間や通勤時間の変化などによる保護者のニーズを把握し、地域的な特徴も考慮しつつ、検討を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保内容	0人	0人	0人	0人	2人

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町では、紀伊長島地区、海山地区のそれぞれ1か所、計2か所で放課後児童クラブを実施しています。今後も、放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。また、いきいき子ども学園（放課後子ども教室）との連携強化を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35人	33人	33人	30人	28人
低学年	32人	30人	31人	28人	26人
高学年	3人	3人	2人	2人	2人
②確保内容					
登録児童数	35人	33人	33人	30人	28人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

4 子育て短期支援事業

児童の保護者が、一時的に児童を養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で預かる事業です。本町では、未実施となっていますが、ニーズにあわせた確保策の検討を図ります。

5 一時預かり事業

本町では、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は、紀伊長島幼稚園で実施しています。今後も、保護者のニーズにあわせた対応に努めます。

幼稚園型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
1号認定利用	120人日	120人日	110人日	110人日	100人日
2号認定利用	0人日	0人日	10人日	10人日	20人日
②確保内容	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

幼稚園型以外

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※人日：人数×日数で年間の必要量を表します（例：15人が10日間利用した場合には150人日）。

6 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。今後も、出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定め、訪問率100%を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（対象人数）	68人	66人	64人	62人	60人
②確保内容（訪問率）	100%	100%	100%	100%	100%
実施体制	実施体制：2人		実施機関：紀北町		

7 養育支援訪問事業等

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。今後も、保健師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 訪問延べ件数	10件	10件	10件	10件	10件
②確保内容 訪問延べ件数	10件	10件	10件	10件	10件

8 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターなどにおいて、子育ての相談や情報提供を実施するとともに、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。本町では地域子育て支援センターを3か所開設しています。今後も、地域子育て支援センターの周知など利用促進を図るとともに、事業内容の充実に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	167人回	167人回	160人回	160人回	160人回
②確保内容	167人回	167人回	160人回	160人回	160人回
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※人回：人数×回数で月間の利用量を表します(例：30人が5回利用した場合には150人回)。

9 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業ですが、本町では、施設や専門スタッフの確保などの問題もあり、未実施となっています。今後は保護者のニーズ把握に努めるとともに、実施に関連する各関係機関と連携のもと、事業の実施について検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	24人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

※人日：人数×日数で年間の必要量を表します(例：2人が10日間利用した場合には20人日)。

10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。本町では、未実施となっていますが、保護者のニーズ把握に努め、事業の実施について検討していきます。

11 妊婦健康診査

本町では、妊婦の健康管理を目的に医療機関に委託して妊婦健康診査を実施しており、14回までの公費助成を行っています。今後も、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(健診回数)	672回	658回	644回	630回	616回
②確保内容(健診回数)	672回	658回	644回	630回	616回
③確保方策	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施する 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年				

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等を助成する事業です。計画期間における実施の予定はありませんが、国が示す対象範囲等を踏まえて検討していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

紀北町

第2期子ども・子育て支援事業計画 概要版【令和2年度～令和6年度】

発行：紀北町

編集：福祉保健課

発行年月：令和2年3月

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1

TEL：0597-46-3122

FAX：0597-47-5903